

◎佐賀県条例第3号

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和28年佐賀県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 1～38 略	附 則 1～38 略 39 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和2年佐賀県条例第3号）の施行の日に佐賀県立総合看護学院に在職する職員が退職し、かつ、引き続いて地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「好生館」という。）に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となった場合（第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて好生館に使用される者となった場合を除く。）において、 <u>好生館の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員としての勤続期間を好生館に使用される者としての勤続期間に通算することと規定されており、かつ、当該職員がその規定の適用を受けるときは、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</u>

附 則

この条例は、佐賀県立総合看護学院条例を廃止する条例（令和2年佐賀県条例第19号）の施行の日の前日から施行する。